

# 定期総会

日時：2023年 4月8日(土) 18:30~20:00  
場所：桜ヶ丘会館 ホール

## 総会次第

1. 総会成立宣言
2. 開会の辞
3. 町内会長挨拶
4. 議長選出
5. 議案および報告事項
  - ・ 1号議案 令和4年度(2022)活動報告 P.2~5
  - ・ 2号議案 令和4年度(2022)決算報告及び会計監査報告 P.6~7
  - ・ 3号議案 町内会会則変更について P.8~9
  - ・ 4号議案 令和5年度(2023)役員(案)の承認について P.10
  - ・ 5号議案 令和5年度(2023)活動計画(案)の承認について P.11~13
  - ・ 6号議案 令和5年度(2023)活動予算(案)の承認について P.14~15
6. 一般質疑応答
7. 閉会の辞

## 【1号議案】

## 令和4年度(2022)活動報告

(堀池会長)

スローガン「一人はみんなのためにみんなは一人のために！」 “One for All, All for One!”

ビジョン「緑多く 安全・安心で 住みよい街桜ヶ丘に！」

の2つを掲げ、本部役員/班長・町内会員皆様と一丸となった事業活動に取り組みました。

## 2022年 おもな活動内容 14項目

班長業務  
負荷軽減  
(4項目)

- ① 班長会開催・広報配付業務の改善 (班長会開催時に広報紙配付)
- ② 班長会開催運営方法の改善 (会場設営省力化/シタ形式による議事進行効率化)
- ③ 本部役員会の運営効率化 (定期開催の廃止/電子媒体活用による効率化)
- ④ 夏まつりの変革 (時代対応型イベント検討中/BKC・学校等 地域との連携)

町内会の  
活性化  
(4項目)

- ⑤ 同好会/サークル活動の運営適正化 (会館使用料の廃止/会館利用規定見直し)
- ⑥ 子ども会との連携強化 (会館倉庫/事務所共用化・立命館BKCとのコラボ 推進)
- ⑦ 桜ヶ丘HPリニューアル (HP規定見直し) / 希望箱設置 (町内会員の意見反映)
- ⑧ 桜ヶ丘会館内外の整理整頓 (和室/ホール/バックヤード/倉庫/押入れ/事務所)

ご高齢者  
への対応  
(4項目)

- ⑨ 桜ヶ丘会館緊急避難先開設/高齢者への対応 (地域包括ケア/民生委員との連携)
- ⑩ 高齢化への対応・町内学習懇談会・外部研修・防犯カメラ増設 (北口公園他)
- ⑪ 緑化ボランティア拡充とアウトリーチ化 (年2回一斉清掃のIP見直しと効率的運営)
- ⑫ 次年度役職人員の適正化 (75歳以上の役職/役員免除化・町内会会則見直し)

次年度へ  
の取組み  
(2項目)

- ⑬ 次年度更なる改革 社会福祉委員会新設/会社寮12・13班 野路町一体化
- ⑭ 2024年50周年記念企画「ゆい」外発足 (次年度若手役員・文厚体委員 主体)

## 【令和4年度（2022）各委員会の活動】

### 1. 総務委員会（山田委員長）

会長のビジョンを理解し総務委員4名がベクトルを合わせ、現在の町内会を取り巻く環境(変化)に対応すべく、今やるべき最善と判断する方策を念頭に置いて活動致しました。

#### (1) 班長業務の負荷軽減実施

- ①「班長会議」と「広報等配付物引取り」の集約(同一日実施)
- ②班長会議の合理化 ① 班長会議で行う議案承認採決の自己検討資料を事前配付
- ② 会議レイアウトの最適化(会場設営省力化・シアター形式による議事進行効率化)
- ③ 開催目的基準の明確化(中止判断)

(2) 桜ヶ丘会館の有益利用⇒多くの皆様への有益な催事・研修会・講演会等の企画に対応すべく、コロナ後を見据え、会館のリニューアル&会館運営規定の改定等の環境整備を実施しました。

(3) 町内会会則の改定立案⇒その時々々の環境に適合する組織構成を可能とする柔軟で合理的な会則に改定検討実施。

(4) 立命館 BKC とのコラボ提案実施(視野拡大や活性化貢献)⇒継続的交流の仕組み構築を実現。

(5) ホームページリニューアル実施⇒古市 HP 管理委員長の協力の下、画面設計の更新と HP 運営規定の改定による仕組を一新し、鮮度向上を図りました。それにより、町内会運営の可視化と情報提供媒体としての位置付け強化を推進しました。

(6) 町内回覧資料の作成実施 ⇒コラボイベントや研修会の実施報告や各種注意喚起案内、各種スケジュール案内等

(7) 円滑な桜ヶ丘会館管理の励行 ①会館利用スケジュール管理(全館スケジュール表掲出)②感染病予防管理③館内安全管理(緊急連絡先設定・館内防犯カメラ設置等)

(8) 円滑な定期及び日常管理の励行①定期配付物(全戸配付・回覧)配付準備②臨時回覧対応③異動者管理対応【慶弔対応、転入・転出対応、町内会名簿更新・桜ヶ丘マップ更新、ゴミ袋引換券会員配付・敬老会記念品対象者配付 今年は商品券】④各種書類の作成(更新含)(①議事録 ②案内文③提案書④スケジュール⑤班長ファイル・・・等)

### 2. 広報委員会（田端委員長）

今年度は特にコロナ禍ではありましたが、桜まつり・鯉のぼり遊泳・あいさつ運動・消防訓練・様々な環境美化活動の紹介や同好会・サークル活動の PR を積極的に情報提供して参りました。

(1) 町内の皆様の活動紹介を中心として年6回の桜メールを発行致しました。  
(最終3月号は今年度の総集編として発行)

(2) 夏には、コロナ禍の早期終息と町内の皆様の健康と安全、更には桜ヶ丘の更なる発展を祈願する為、新宮神社 田辺宮司様をお迎えして神事を執り行いました。

(3) 秋には、草津市職員の方々や地域保健課 谷保健師のご協力を得て、南草津けやきクリニックの宮川医院長をお招きして「町内学習懇談会」を開催、認知症についての学習する機会を得、今後も継続的にこの問題に取り組む 足掛かりを得る事が出来ました。

(4) 町内5箇所の掲示板の各種ポスター・広報及び桜メールの随時更新を致しました。

### 3. 環境衛生委員会（浜崎委員長）

「花と緑の豊かな町づくり」推進のため、環境美化活動を実施しました。

(1) 春(5月)と秋(11月)の町内一斉大掃除を実施しました。

(2) 外注業者による大掃除前の草刈りと6月低木剪定の範囲を拡大しました。

(3) 町内樹木の伐採や生長促進のため、以下の事項に関し要望し実施していただきました。

- ・こもれび池の枯松伐採・バス通り東側ヤマモモ剪定・かがやきの丘境界雑木剪定
- ・アジサイ坂歩道のひび割れ補修・ポプラ並木枯損木処理・ポプラ並木外側車道
- ・歩道排水溝清掃・住宅前側溝破損修繕・南公園からの北公園道路沿い樹木剪定
- ・三角公園樹木伐採 等

(4) 桜ヶ丘会館前・南公園・北口モニュメントの管理として、花の苗植えと水やりおよびあじさい坂剪定を実施しました。

(5) 環境美化活動の一環で桜プロジェクトの皆様とバス通りの草刈り作業を実施しました。

(6) 町内の緑化推進のため、湖南農業高等学校の協力を得て340株のゴーヤ苗を希望者へ配付、グリーンカーテンを推進しました。

(7) 玉川まちづくり環境部会の定例会議に出席、各種イベントや8月末には玉川中学校通学路美化活動(草刈り)にも参加しました。

### 4. 文化厚生体育委員会（井口委員長）

今年度もコロナの影響により、玉川学区や町内会行事(夏まつり)を中止せざるを得ないなど文厚体委員会として、活動ができない状況でした。

(1) 玉川学区の大運動会や健幸ウォークなども準備をして開催する予定ではありましたが、当日の天候に恵まれず中止となりました。

(2) 秋には玉川学区の行事として“萩まつり”が3年ぶりに開催となり、多くの桜ヶ丘の皆様がご参加され、町内会を代表して文厚体が種々お手伝いさせて頂きました。

(3) 1月には桜プロジェクトの方々の協力の下、どんど焼きを開催する事が出来ました。

### 5. 防災防犯委員会（中西委員長）

「高齢化がすすむ桜ヶ丘」にて、今年度はシニアの方々を中心に、防災防犯活動、交通安全活動、更には啓発活動に取り組んで参りました。

(1) 4月には立命館 BKC 新入生への交通安全指導のお手伝いや放置自転車撤去と再発防止策に BKC 地域連携課と取り組みました。

(2) 7月に桜ヶ丘会館を緊急避難場所に指定、8月豪雨には草津市より避難指示が発令され、市役所職員が常駐され、また民生委員・副会長の方々に緊急避難生活用品を選定・購入いただき、緊急避難場所として、今後の災害への準備が出来ました。

(3) 11月の消防訓練は南消防署指導の下、多くの方に参加頂き、実施することが出来ました。

【 令和4年度(2022) 桜ヶ丘町内会の年間活動実績 】

実施項目

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
本部	定期総会				夏祭り	中	中	桜ヶ丘シニアフェスティバル	みなくさま祭り			定期総会準備	
	(副会長)	・桜まつり ・鯉のぼり		・あいさつ運動		・神事対応 (広報共同)	・あいさつ運動		・町内学習 懇談会(人権)		・児童書初講習 (子ども会コラボ)		
	(総務)	総務一般		・会館使用 責任者会議			・ごみ袋付付配付	・敬老記念品 贈呈		・会館利用者による 会館清掃			
		役員会・班長会 会則・会館規定・ 班長負荷軽減策実 会館不用品撤去	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	・新班長説明会
		会館備品整備	→	→	・会館緊急 避難先開設	・ホールバックヤード 備品整理	→	完了	完了				
	(会計)	月次決算 町内会費徴収	月次決算	→	→	→	→	→	町内学習 懇談会(人権)	→	→	→	→
広報	①桜メール		②桜メール		③桜メール		④桜メール			⑤桜メール		⑥桜メール 総集編	
	ホームページ更新 (随時)					中		町内学習 懇談会(人権)		・ホームページ 規定見直し			
	掲示板管理 (随時)				夏祭り 神事対応				神事対応				
環境衛生		春の大掃除		アジサイ坂剪定				秋の大掃除	・機器整備			ボランティア用 ゴミ袋配付	
		業者草刈 ・公園 ・ポプラ並木 ゴーヤ苗・種子 (配付)	業者剪定 ・公園 ・ポプラ並木		夏祭り	中		業者草刈 ・公園 ・ポプラ並木					
文厚体		・ニュー スポーツ		・草津市 スポーツレク	夏祭り	中	・大運動会	・チャレンジ スポーツ	BKCマジック招待 (子ども会コラボ)	どんど焼き (桜プロ コラボ)			
		・健幸ウォーク		中止	夏祭り	中	・萩祭り	・健幸ウォーク	・クリスマス ミニコンサート	・元旦歩こう会	町内文化祭	中止	・健幸ウォーク
防災防犯	・防災組織再検討 ・防犯灯の点検 (随時)	・消火器具の 点検			夏祭り	中		・防火防災訓練					
	・自転車通学 パトロール	・町内不具合 箇所点検	→	→	→	→	→	・火の用心夜間パトロール (11月12月)	中	→	→	→	
	・防災/防犯 回覧発行	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
全班	月例清掃 (中央公園ト化清掃)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	



【3号議案】	現行会則	桜ヶ丘町内会会則改訂案 対比表	改定案
--------	------	-----------------	-----

<b>第三章 組織の構成</b>	
(構 成)	□□□□は改定理由です。 <p>※斜体は更新前の文言</p>
第9条  本会組織の構成は次の通りとする。 <i>(<b>班長ファイルNo.202参照</b>)</i>	
<div style="border:1px solid black; padding:2px;">班長ファイルNo202は誤記であり、正しくはNo103である為修正しました。</div>	
<i>(1)</i> 本会は最高議決機関である総会と、それに次ぐ班長会および本部役員会をおく。また、総務委員会 <i>(4名)</i> 、会計委員会 <i>(2名)</i> 、広報委員会 <i>(3名)</i> 、環境衛生委員会 <i>(8名)</i> 、文化厚生体育委員会 <i>(6名)</i> 、防災防犯委員会 <i>(6名)</i> の各委員会をおき、各委員は班長から選出される。	
<div style="border:1px solid black; padding:2px;">その時々を取り巻く環境に対応した運営や業務平準化には柔軟な組織構成が必要です。運営効率化・合理化の為に人数設定を撤廃しました。また、時限措置を可能とする文章を追加しました。</div>	
<i>(2)</i> 総会は正会員全員で構成される。	
<i>(3)</i> 班長会は会長および班長全員 <i>(32名)</i> の計 <i>33名</i> で構成される。	
<i>(4)</i> 本部役員会は会長と、班長から選ばれた副会長 <i>(3名)</i> ・総務委員長・総務副委員長・会計委員長・広報委員長・環境衛生委員長・文化厚生体育委員長・防災防犯委員長の計 <i>11名</i> で構成される。	
<div style="border:1px solid black; padding:2px;">総務のみ副委員長が本部役員を兼務していましたが、負荷軽減の為、副委員長の本部役員会兼務撤廃しました。</div>	
<i>(5)</i> 他に、正会員から選出される建築協定管理委員会 <i>(5名)</i> 、桜ヶ丘会館の防火管理者 <i>(1名)</i> をおく。	
<div style="border:1px solid black; padding:2px;">上記(3)(4)(5)に於いても、状況によって変更の可能性があり、会則で設定するに値する理由もない為削除しました。</div>	
<b>2.本部役員数は本会の運営に応じて変更することができる。</b>	
<div style="border:1px solid black; padding:2px;">会則で、人数設定を実施しないので、この項目は削除しました。</div>	

3. 第14条に定める顧問を必要に応じておくことができる。

4. 前年の会計委員長を当年の会計監査とする。

(班長の役割)

第10条 班長は、正会員班内の輪番制(1年間の任期)とし、原則として留任はしない。

輪番制で選出する場合でも、*健康に日常生活を営めているかどうか*等を配慮する。

健康という基準設定には限界があり表現が難しいですが、シンプルに健康状態という文言に変更しました。家庭事情追記。

班長は、*いずれかの委員会に所属する*と共に、第27条に定める班長ファイルに示す「班長の役割」を担うものとする。班長の中から選出された委員会の委員長は本部役員を務め、総会において承認される。*(**班長ファイルNo.202参照**)*

<div style="border:1px solid black; padding:2px;">❶2023年度は75歳以上の班長に対し、委員会所属免除(選択権利付与)を実施しますので、『いずれかに所属』を削除しました。</div>
<div style="border:1px solid black; padding:2px;">❷班長ファイル名「班長の役割」を「班長の活動内容」に変更しました。❸文章の内容を分割して記載しました。</div>
<div style="border:1px solid black; padding:2px;">❹(班長ファイルNo202は誤記の為No104に修正しました。</div>

(会長の選出)

第11条 会長の選出は、以下の通り行う。選出された会長は、総会において承認される。

(1) 会長改選の年度には、*総務*は12月に次期会長立候補者を募集する。

(2) 立候補希望者は募集要項(回覧)に基づき、*総務*あてに立候補届を提出する。

総務という表記を総務委員会に変更しました。

(3) 立候補者が単独の場合には、本部役員会および班長会の審議を経て、4月の総会で信任を問う。

(4) 複数の立候補者がある場合には、現班長会で5名の選挙管理委員を選び、選挙管理委員会を**設立**する。

*選挙管理委員会は会長選挙を告示し投票日と投票方法を町内会員に知らせる。*

<div style="border:1px solid black; padding:2px;">❶『設立』は大袈裟であるので『発足』に変更しました。</div>
<div style="border:1px solid black; padding:2px;">❷複数の立候補者のケースの文章説明が完結していませんでしたので、文章を追記しました。(一部文言も変更しました。)</div>

(5) 立候補者がいない場合には、*総務*は**新班長会**を招集し、新班長会が会長を互選で選ぶ。*会長が選ばれた班は、その班から新たな班長を選出する。会長が選ばれた班は～ は、会長選出項目と直接関係のない文章であります為、( )内記載と致しました。*

(6) *会長が上記の(3)、(4)と(5)いずれかの方法で選出された場合には 町内会員にその結果を告知する。*

*同時に選挙管理委員会としての任務を終え、委員会の解散を宣言する。*

<div style="border:1px solid black; padding:2px;">❶(3)、(4)と(5)いずれかの方法で選出された場合には・・・と記載されていますが、それ以外の方法はなく、文章が成立していませんでした。❷選挙管理委員会発足は(4)のみの場合であり(3)(5)は関係ありません。また、解散云々は運用内のことで、会則に掲載する事柄ではないと思われます。よって(6)の文章を削除致しました。</div>
--

(本部役員の任務)

第12条 本部役員の任務は次の通りとする。

*(1)* 会長は町内会を代表し、町内活動を統轄する。

*(2)* 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できなくなったときは、これを代行する。

*(3)* 会計は**町内会計の任務に当たる**。

*(4)* 総務は**会議運営で議事内容の記録、連絡書の作成などを行うとともに、桜ヶ丘会館の運営管理や異動届等の文書・記録の管理を行う**。

*(5)* 会計監査は会員を代表して、会計の監査を行い総会にて報告する。

*(6)* **各委員長**はそれぞれの専門分野を統括・管理し、**各委員会の業務を遂行する**。

<div style="border:1px solid black; padding:2px;">本部役員についての記載項目ですので、委員長(一部副委員長)の呼称にしました。また、内容を若干変更しました。</div>
---

		※太字は更新後の文言
第9条  本会組織の構成は次の通りとする。 <p>(<b>班長ファイル103参照</b>)</p>		
1.本会は最高議決機関である総会と、それに次ぐ班長会および本部役員会をおく。		
2. <b>基本の委員会として会計委員会、広報委員会、総務委員会、環境衛生委員会、防災防犯委員会、文化厚生体育委員会の各委員会をおく</b> 。各委員は班長から選出される。		
3.該当年度に特別な環境がある場合、その年度の特例として会長は委員会の増設を起案する事が出来る。起案は本部役員会で議決する。		
4.各委員会の構成人数は班長の年齢構成や仕事の有無等の情報内容と町内会運営に影響を及ぼす環境に整合した合理的で平準化した構成を基本とし、会長が起案し本部役員会で議決す <b>原則、新班長(次年度班長)が決定する1月に制定されるが、新班長活動開始後の期中であっても構成変更を可能とする</b> 。		
5.総会は正会員全員で構成される。		
6. <b>班長会は会長および班長全員で構成される</b> 。		
7.本部役員会は <b>原則</b> 、会長と、班長から選ばれた <b>副会長</b> ・会計委員長・広報委員長・総務委員長・環境衛生委員長・防災防犯委員会・文化厚生体育委員長で構成される。		
8.他に、正会員から選出される <b>建築協定管理委員会、桜ヶ丘会館の防火管理者</b> をおく。		
9. 第14条に定める顧問を必要に応じておくことができる。		
10.前年の会計委員長を当年の会計監査とする。		

(班長の役割)

第10条 班長は、正会員班内の輪番制(1年間の任期)とし、原則として留任はしない。

1.輪番制で選出する場合でも、*健康状態や家庭事情*等を配慮する。

2.**班長は、第27条で定めた班長ファイル「班長の活動内容」を担うものとす【班長ファイルNo104参照】**

3.**班長の中から選出された委員は所属委員会の役割を担う**。

4.**各委員会の委員長は本部役員を兼務する。委員長は総会に於いて承認される**。

※副会長も班長の中から選出され、本部役員を兼務する。副会長も総会に於いて承認される。

(会長の選出)

第11条 会長の選出は、以下の通り行う。選出された会長は、総会において承認される。

1.会長改選の年度では、*総務委員会*は12月に次期会長立候補者を募集する。

2.立候補希望者は募集要項(回覧)に基づき、*総務委員会*に立候補届を提出する。

3.立候補者が単独の場合には、本部役員会および班長会の審議を経て、4月の総会で信任を問う。

4.複数の立候補者がある場合は、現班長会の中から5名の選挙管理委員を選任し、選挙管理委員会を**発足**する。

5.**選挙管理委員会が会長選挙を運営し、選挙の結果、最も票数の多かった立候補者を当選とし、町内会員に報告する**。

6.立候補者がいない場合、*総務委員会*は**新班長会(次年度班長予定者)**を招集し、新班長予定者が互選で会長を選任する。(※**会長が選ばれた班は、新たな班長を選出する**)

(本部役員の任務)

第12条 本部役員の任務は次の通りとする。

1.会長は町内会を代表し、町内活動を統轄する。

2.副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できなくなったときは、これを代行する。

3.**会計委員長は町内会全般の会計に関わる取引を管理する**。

4.**総務委員長は会議運営・広報等配布管理・町内会員異動管理・桜ヶ丘会館スケジュール管理等を行う**。

5.**広報・環境衛生・防災防犯・文化厚生体育の各委員長はそれぞれの専門分野を統括・管理する**。

6.会計監査は会員を代表して、会計の監査を行い総会にて報告する。

(各委員の任務)

第13条 本会の各委員会の委員は、委員長を補佐しその活動に協力する。

各委員会の委員長は、委員の中から選出され、委員会活動を統括すると共に本部役員に就任する。**他に、市および地区関係として青少年育成、人権教育推進、体育振興、社会福祉、環境・防災等を本部役員と各委員が分担し務める。(班長ファイルNo.202参照)**

**他に・・・の文章を委員長を主語として記載しました班長ファイルNo202は誤記であり、No106に修正しました。**

(顧問)

第14条 本会は顧問を置くことができる。顧問の任命は**班長会**の議決で行い、任期は班長に準じる。

2. 顧問は町内会の諮問役として、本部役員会と班長会に意見を具申することができる。

(任期)

第15条 会長を除く本部役員と各委員の任期は、4月1日より翌年の3月31日迄の1ヵ年とする。

ただし、任期終了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

2. 会長の任期は2ヵ年とし、再任は妨げないが2期4年を限度とする。(会長経験者も含む)

3. 本部役員に欠員を生じたときは、委員長の場合は副委員長を後任とする。ただし、後任の本部役員の任期は前任者の残任期間とする。

**“欠員を生じたとき”を、『欠員が生じたとき』に修正。後任の本部役員の記載は委員長以外の記載がない為追記しました。**

4. 本部役員と各委員の**改選**は、毎年2月から3月までの間に行う。

**改選の意味が不明であった為、この文章を削除しました。**

## 第五章 班長会及び本部役員会

(班長会)

第19条 本会に班長会を設ける。

(1) 班長会は総会に次ぐ議決機関であり、会長および班長全員をもって構成する。

(2) 班長会は定期開催(月1回)のほか必要に応じて、会長がこれを招集する。

**班長全員が一堂に会するに値する議事がある場合に開催する・・・という開催基準とし、文章内容を変更しました。**

(3) 班長会の議長は、会長が指名する。

(4) 班長会は、定数の三分の二以上の出席をもって成立し、議事は出席者の多数決によって決める。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

(班長会に付議する事項)

第20条 班長会に付議しなければならない事項は次の通りとする。

(1) 総会に付議すべき事項。

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。

(3) 会長の報酬および本部役員の経費。

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(本部役員会)

第21条 本会に本部役員会を設ける。

(1) 本部役員会は町内会の基本方針を立案・提言・執行する機関である。

(2) 本部役員会は定期開催(月1回)のほか必要に応じて、会長がこれを招集する。

**集合会議方式は討議を要する場合とし、基本はPCメールでの情報共有と致します為、定期という言葉は削除しました。**

(3) 本部役員会では、次の事項を審議する。

・総会、班長会に付議する事項。

・運営に関わる事項の調整、調査、提案事項、情報交換等。

・その他本会則に定める事項。

(4) 本部役員会は各委員長から活動報告を受けその調整を行い、意思決定に関わる。

## 第六章 会計及び会計監査

(町内会費) 第23条 町内会費は、第2条の目的を遂行する為に充当する。

(2) 町内会費は、原則**月当番**が毎年**4月**に1年分の6,000円をまとめて徴収し、班長経由で会計に納入することとし、一括前納を原則とする。

**現状、月当番のない班があります。会費徴収に関しては班長実施が望ましいという意見も多くあります。**

**但し、現状は各班の運用を尊重するのがベストと考えますので、原則、班長という言葉に変更しました。**

**また、毎年4月と期日を指定してありますが、変更可能を目的とし、『期首』に変更しました。**

(修理及び建築準備金) 第24条 桜ヶ丘会館の修理及び建築準備金

(2) 正会員一世帯当たり、年額1,000円を毎年**4月**に徴収する。

**毎年4月と期日を指定してありますが、変更可能を目的とし、『期首』に変更しました。**

(各班、班員の役割)

第30条 本会は班(または複数班)毎に月当番、ゴミステーション当番、月例清掃当番をおく。

**月当番のない班があります為、『原則』を追記しました。**

④ 全体的な変更

1.使用文字の修正

**桜ヶ丘**

**登記簿は桜ヶ丘でヶが小さい文字ではありませんでした。登記に合わせる為、15箇所を変更しました。**

2.項番の統一

**項番が不統一で、規則性がありませんでしたので、1 ⇨ (1) の順で統一しました。**

(各委員の任務)

第13条 本会の各委員会の委員は、委員長を補佐しその活動に協力する。

**各委員会の委員長は、委員会活動を統括すると共に本部役員を兼務する。他に、草津市や玉川地区の活動参画として、青少年育成、人権教育推進、体育振興、社会福祉、環境、防災防犯等の組織部会に参加する。**

**※上記、組織部会は会長・副会長・副委員長(一部)、委員(一部)と分担して活動する。【班長ファイルNo106参照】**

(顧問)

第14条 本会は顧問を置くことができる。顧問の任命は本部役員会議決・班長会承認の順で行い、顧問の任期は班長に準じる。

顧問は町内会の諮問役として、本部役員会と班長会に意見を具申することができる。

第15条

1.会長を除く本部役員と各委員の任期は、4月1日より翌年の3月31日迄の1ヵ年とする。

ただし、任期終了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

2.会長の任期は2ヵ年とし、再任は妨げないが2期4年を限度とする。(会長経験者も含む)

3.本部役員に欠員が生じたとき

(1)会長の場合は副会長が後任となる。

(2)副会長の場合は後任対応はしない。

(3)委員長の場合は副委員長が後任となる。

※委員長後任の任期は前任者の残任期間とする。(会長後任の任期は別途手続きを要する)

## 第五章 班長会及び本部役員会

(班長会)

第19条 本会に班長会を設ける。

1.班長会は総会に次ぐ議決機関であり、会長および班長全員をもって構成する。

**2.班長会は定期開催として月1回、開催する。但し開催が合理的でない場合は会長の判断により招集を中止する。**

**それとは別に緊急開催を要する場合、会長の判断により臨時招集する。**

3.班長会の議長は、会長が指名する。

4 .班長会は、定数の三分の二以上の出席をもって成立し、議事は出席者の多数決によって決める。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

(班長会に付議する事項)

第20条 班長会に付議しなければならない事項は次の通りとする。

1.総会に付議すべき事項。

2.総会の議決した事項の執行に関する事項。

3.会長の報酬および本部役員の経費。

4.その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(本部役員会)

第21条 本会に本部役員会を設ける。

1.本部役員会は町内会の基本方針を立案・提言・執行する機関である。

**2.本部役員会は必要に応じて、会長が招集する。**

3.本部役員会では、次の事項を審議する。

(1)総会、班長会に付議する事項。

(2)運営に関わる事項の調整、調査、提案事項、情報交換等。

(3)その他本会則に定める事項。

4.本部役員会は各委員長から活動報告を受けその調整を行い、意思決定に関わる。

**2.町内会費は原則、班長が毎年期首に1年分の6,000円をまとめて徴収し、会計に納入する。原則一括前納とする。**

2.正会員一世帯当たり、年額1,000円を毎年**期首**に徴収する。

第30条 本会は班(または複数班)毎に**原則**、月当番、ゴミステーション当番、月例清掃当番をおく。

桜ヶ丘

1

(1)

(2)

【4号議案】

令和5年度（2023）本部役員の承認について

役 職	定員	本部役員	委員長	班	氏 名	玉川まちづくり委員
会 長	1	○		8班	堀池 寛	まちづくり推進会/社会福祉協議会
副 会 長	3	○		23班	深田 眞理子	評議委員会/青少年育成会
		○		16班	長澤 弘子	防災防犯部会
		○		31班	植松 麻子	まち環境部会
会 計	2	○	委員長	28班	野口 博司	人権委員会
				26班	西田 浩也	
総 務	4	○	委員長	2班	蟬 克憲	
			副委員長	20班	橋本 伸子	社会福祉協議会
				11班	松本 由貴	
				8班	田中 しのぶ	青少年育成会
広 報	2	○	委員長	15班	武永 康宏	人権委員会
				14班	田村 景子	
環境衛生	6	○	委員長	32班	石川 大祐	
			副委員長	22班	谷 美知子	まち環境部会
				1班	丸山 未由紀	
				3班	古田 良宗	
				19班	木村 さつき	
			30班	小亀 敏治		
文化厚生体育	4	○	委員長	27班	磯野 哲一郎	体育振興会
			副委員長	21班	内田 美恵	体育振興会
				7班	濱川 和実	体育振興会
				9班	奥野 敦士	体育振興会
防災防犯	4	○	委員長	4班	富田 大喜	
			副委員長	17班	宮西 則光	防災防犯部会
				10班	森岡 俊明	
			29班	中島 敏明		
社会福祉	2			5班	川元 昭弘	
				24班	竹原 信次	
	3			6班	藤田 憲治郎	
				18班	川島 長治	
				25班	岩城 妙子	
会計監査	1			10班	武島 美奈子	前年度 会計委員長
防火管理者	1			3班	矢尾 壽朗	桜ヶ丘会館 防火管理者（消防法）
準）建築協 定管理委員 会	5			8班	堀池 寛	桜ヶ丘町内会 会長
				23班	深田 眞理子	同 副会長
				16班	長澤 弘子	同 副会長
				31班	植松 麻子	同 副会長
				15班	江坂 拓南	協定緑地管理組合理事長

## 【5号議案】

### 令和5年度(2023)活動計画 (案)

#### ★ 活動方針 (堀池会長)

##### ☆町内会スローガン

“一人はみんなのために みんなは一人のために One for all, All for one!”

##### ☆ビジョン

「住みよい街、住みたい街 そして 住ませたい桜ヶ丘に！」

##### ☆めざす街づくり

- ①子どもやシニアにやさしい街づくり  
(防災防犯 / 交通安全対策 / 地域包括ケア / 隣保共助 等)
- ②緑をみんなで守る 環境美化・保全活動強化  
(桜プロ以外との連携強化 / 町内美化ボランティア拡充 / SDGs 他)
- ③衆知を集めた住民のための町内会運営の実践  
(時代変化への対応と多様化 / 役員・班長業務改善 / 将来を担う人材発掘 等) …

#### 1. 総務委員会 (蟬 委員長)

- ① 会議運営  
各会議(定期総会、本部役員会議、班長会議、桜ヶ丘会館利用者会議)につきましては、滞りなく進行が行えるように準備等を行います。また、現在の運営状況を詳細に把握すると共に、各役員・班長の業務軽減が可能な運営方法の改善に努めます。
- ② 日常業務管理  
日常生活に支障が出ないよう適切に管理・運営を行うよう努めます。管理項目は以下となります。  
・定期配布物仕分け業務 ・回覧に関する対応 ・ゴミ袋チケット配布  
・異動管理(転入・転出、名簿、桜ヶ丘マップ) ・桜ヶ丘会館運営管理
- ③ 議事録等の書類管理と活用  
各会議(総会、本部役員・班長・会館利用者会議)、懇談会、アンケート、意見・要望書、報告書、総括書等の詳細を記録し、管理・分析・共有を行うことで運営の状況の見える化、業務効率に努めます。
- ④ イベント支援  
各委員会と連携を図り、各種イベント進行に伴う準備・段取りのサポートに努めます。

#### 2. 広報委員会 (武永 委員長)

昨今、個人データの取り扱いが取り沙汰される時代となっております。皆様のプライバシーを保護しつつ、効率的に桜ヶ丘の情報をお届け出来るよう努めたく思います。

- ① 桜メールの発行(隔月)
- ② HPの管理
- ③ 神事対応(夏季・年始)
- ④ 掲示板管理
- ⑤ 人権教育
- ⑥ その他、広報活動(町内外)

#### 3. 環境衛生委員会 (石川 委員長)

花と緑のある心地よい町づくりのため、町内環境保全と美化活動を推進します。

- ① 町内清掃活動 … 春・秋の一斉大掃除、剪定・草刈りの業者発注  
月例清掃当番表および中央公園トイレ清掃当番表の作成と配布
- ② エコ活動 … グリーンカーテン「ゴーヤ苗、種」の募集、発注、配布
- ③ 花いっぱい活動… 花苗植え、水やり等(北口モニュメント前、南公園花壇、桜ヶ丘会館前)、  
玉川学区 まち環境部会に参加
- ④ 環境整備 … 備品機材の管理、草刈り機等貸出し
- ⑤ 備品発注 … 清掃活動用ごみ袋等の手配、配布(月例清掃、大掃除、他)
- ⑥ 市との連携 … 各種手続き、要望書作成・提出・進捗確認

#### 4. 文化厚生体育委員会 (磯野 委員長)

文化・スポーツを通じて、人との繋がりを感じる活気ある町づくりに貢献できるようにメンバー全員で取り組んでいきます。コロナ禍で昨年度まで中止されていた、町内会員(特に子どもやシニアの方々)の交流を深める行事を企画、実行していきます。

町内行事 ①どんど焼き ②町内文化祭 ③夏まつりの代替イベント

地域行事 ①健幸ウォーキング ②大運動会 ③萩まつり ④チャレンジスポーツ  
⑤みなくさままつり ⑥クリスマスミニコンサート ⑦草津市スポーツレク

#### 5. 防災防犯委員会 (富田 委員長)

桜ヶ丘町内のすべての住民が安心・安全に生活できるように、下記の項目に取り組んでまいります。

- ① 防災 ・町内パトロールと消火器具 ・防災設備の定期点検の実施  
・消防署と連携した防災訓練の計画と実施
- ② 防犯 ・町内パトロールの実施 ・防犯灯の定期点検と管理  
・草津市や玉川小学校と連携した不審者情報の共有と注意喚起
- ③ 交通安全・放置自転車の撤去 ・立命館 BKC 地域連携課と協力した交通安全の呼びかけ

#### 6. 社会福祉委員会 (堀池会長 代)

人生100年時代、高齢者率の高い(65歳以上50%)桜ヶ丘の高齢者の方々へ草津市役所、関係各署、玉川学区等の地域と更に児童・民生委員、町内会各委員会との連携を図り、安心・安全にそして健幸に生活できるよう下記、諸施策を企画、実行してまいります。

- ① 災害時 要援護者登録制度に関するフォロー体制の確立
- ② 安心バトンの推進 (希望者)
- ③ 草津市緊急通報システムの導入 (希望者)
- ④ 「桜シニア講座」の開催(65歳以上対象)  
・・・「オレオレ特殊詐欺を防ぐ」・「緊急救命の大切さ」・「認知症予防講座」・「スマホ入門」  
・「地域保健課主催 健幸講座」・「玉川社協 健康DVD上映」他



## 【 令和5年度（2023）桜ヶ丘町内会の年間活動計画 】（案）

												新規活動
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>町内会行事</b>	・定期総会					・会館利用 責任者会議			・会館利用者による 会館清掃			・本年度決算 次年度予算
	・町内会費徴収						・ごみ袋カット配布	町内学習 懇談会（人権）				
	・桜まつり	・鯉のぼり	・あいさつ運動	・フェスタ桜ヶ丘 (夏祭り代替イベント)		・あいさつ運動	・シニアフェスティバル			・児童書初講座 (子ども会コラボ)		
	シニア支援活動	・草津市緊急 通報システム導入	(希望者)	・安心パト配付	(希望者)							
	・桜シニア講座 定期開催	「オレオレ特殊詐欺を防ぐ」「緊急救命の大切さ」「認知症予防講座」「スマホ入門」「地域保健課主催 健幸講座」「玉川社協 健康DVD上映」・・・他										
<b>広報</b> (外部広報含む)	①桜メール		②桜メール		③桜メール		④桜メール			⑤桜メール		⑥桜メール
	ホームページ更新 (随時)				・神事対応 (安全祈願)				神事対応 (年末年始)			
	掲示板管理 (随時)											
<b>環境衛生</b>	町内会 緑化ボランティア 事前草刈	春の大掃除		アジサイ坂剪定		ボランティア用 ゴミ袋配付	町内会 緑化ボランティア 事前草刈	秋の大掃除	・緑化機器整備			ボランティア用 ゴミ袋配付
		業者草刈 ・公園 ・ポプラ並木 ゴーヤ苗・種子 (配付)	業者剪定 ・公園 ・ポプラ並木 ・バス通り					業者草刈 ・公園 ・ポプラ並木				
<b>文厚体</b> (玉川学区含む)	BKCコラボ (子ども会との連携)	・ニュー スポーツ		・草津市 スポーツレク			・大運動会	・チャレンジ スポーツ	BKCコラボ (子ども会秋レク)	・どんど焼き (桜プロとのコラボ)		
		・健幸ウォーク					・萩祭り	・みなくさ まつり ・健幸ウォーク	・クリスマス ミニコンサート	・元旦歩こう会 町内文化祭		・健幸ウォーク
<b>防災防犯</b> (地域連携含む)	・防犯灯の 点検(随時)	・消火器具の 点検						・防火防災訓練			・消火器回転	
	・自転車通学のパトロール4.5.6月			・児童遊園等夜間パトロール (7月、8月)			・火の用心夜間パトロール (11月、12月)					
<b>全 班</b>	月例清掃 (中央公園トイレ清掃)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	

【6号議案】

令和5年度(2023) 桜ヶ丘町内会 活動予算書 (案)  
(2023年4月1日~2024年3月31日)

1.一般会計(事業活動)

(単位:円)

区分	科 目	2022年度決算	2023年度予算	備 考
収 入	町内会費収入	4,341,000	4,140,000	690世帯(12・13班脱会に伴う戸数減)、月額500円x12ヶ月分
	市行政事務委託料収入	903,000	903,000	市行政事務委託料
	市謝礼収入	259,000	249,000	児童公園維持管理謝礼金
	市補助金収入	83,545	83,545	自主防災組織事業、自治会活動保険、町内学習懇談会
	市交付金収入	11,500	11,500	草津市コミュニティ振興交付金
	市手数料収入	9,450	9,150	ゴミ袋引換券配布、日赤活動資金事務手数料
	協賛会費収入	199,500	199,500	近隣企業等協賛会費
	シニア・フェスティバル助成金	779,000	730,000	草津市からの助成金(玉川社協経由)
	桜ヶ丘会館使用料収入	20,000	20,000	同好会活動会館使用料(町外の方のみ徴収)
	謝礼収入	10,000	0	
	雑収入	14,978	114	預金利息等
	A 事業活動収入合計	6,630,973	6,345,809	
	支 出	総務支出	252,431	160,000
広報支出		34,618	50,000	HP関連、桜メール、広報掲示板管理、年末年始神事対応
防災防犯支出		281,754	350,000	防犯灯新設・修理、交通安全設備、防災訓練運営費
文化厚生体育支出		5,624	240,000	市民スポ、大運動会、チャレスポ、Xミニコンサート、どんど焼き
*1 環境衛生支出		1,371,348	1,800,000	剪定草刈り業者委託(公園・バス通り・遊歩道)、器材購入
a 委員会活動費小計		1,945,775	2,600,000	環境衛生以外は2022年度の予算踏襲
*2 本部活動費		1,307,257	1,400,000	町会長委託料、リース代、インク代、保険料、各種助成金、事務費、業務改善用PC増設
シニア・フェス運営費		777,611	820,000	シニア・フェスティバル開催経費、または敬老記念品支給
イベント活動費		13,000	2,000,000	創立50周年記念活動準備費、イベント活動費
桜祭り運営費		12,000	20,000	ライトアップ電源謝礼
桜ヶ丘会館費		1,552,595	1,000,000	会館設置機器類更新etc
通信費		95,923	120,000	eo光ネット・電話、携帯電話
*3 光熱水費		722,126	930,000	電気 ガス 水道料金
慶事見舞金		230,000	250,000	入学祝、出産祝、香典
寄付金負担金支出		120,000	150,000	日赤活動資金、赤い羽根募金、歳末募金、緑の募金
分担金支出		165,660	166,000	玉川学区自治連、同社福協、同青少年会議、同体育振興会
*4 特別会計へ繰入		0	5,000,000	桜ヶ丘会館建築準備金へ繰入
b 本部活動費小計		4,996,172	11,856,000	
B 事業活動支出合計 a+b		6,941,947	14,456,000	
C 事業活動収支差額 A-B		▲310,974	▲8,110,191	
D 前期繰越金	11,983,143	11,672,169		
E 次期繰越金 C+D	11,672,169	3,561,978	3,561,978円 次年度繰越金	

(補足説明)

注\*1 アウトソーシング化の拡大を見込んでいます。

\*2 業務改善用PC増設として概算30万円を計上しています。

\*3 ITC価格高騰に伴い、直近半年の実績×150%として計上しています。

\*4 剰余金は、特別会計(桜ヶ丘会館建築準備金)へ500万円繰入とします。

令和5年度(2023) 桜ヶ丘町内会 活動予算書 (案)  
(2023年4月1日~2024年3月31日)

2.特別会計(積立金)

2-1.桜ヶ丘会館建築準備金

(単位:円)

区分	科 目	2022年度決算	2023年度予算	備 考
収 入	積立金	723,000	690,000	690世帯x1000円
	雑収入	95	95	預金利息
	一般会計より繰入	0	5,000,000	
	A 収入合計	723,095	5,690,095	
支 出	B 支出合計	0	0	
	C 収支差額 A-B	723,095	5,690,095	
	D 前期繰越金	19,858,168	20,581,263	
	E 次期繰越金 C+D	20,581,263	26,271,358	26,271,358円 次年度繰越金

2-2.緑地整備基金

(単位:円)

区分	科 目	2022年度決算	2023年度予算	備 考
収 入	A 雑収入	364	364	預金利息
支 出	B 支出合計	0	0	
	C 収支差額 A-B	364	364	
	D 前期繰越金	23,020,864	23,021,228	
	E 次期繰越金 C+D	23,021,228	23,021,592	23,021,592円 次年度繰越金

2-3.神社賽銭

(単位:円)

区分	科 目	2022年度決算	2023年度予算	備 考
収 入	賽銭	93,049	90,000	
	雑収入	10	10	預金利息
	A 収入合計	93,059	90,010	
支 出	B 支出合計	0	0	
	C 収支差額 A-B	93,059	90,010	
	D 前期繰越金	1,027,438	1,120,497	
	E 次期繰越金 C+D	1,120,497	1,210,507	1,210,507円 次年度繰越金

上記のとおり、一般会計と特別会計の活動予算書を  
令和5年度桜ヶ丘町内会活動予算書(案)とさせていただきます。

2023年4月1日

桜ヶ丘町内会 会長 堀池 寛